a7　平成31年改正前地方税法附則第12条の2の2第8項第2号に規定する石油ガス自動車の乗用車のうち営業用の自動車であるものについて、平成30年度における当該都道府県の自動車取得税の軽減額として総務大臣が調査した額

a8　平成31年改正前地方税法附則第12条の2の4第5項第3号に規定する石油ガス自動車の乗用車のうち営業用の自動車であるものについて、平成30年度における当該都道府県の同項の規定により取得価額から控除された額として総務大臣が調査した額

a9　平成31年改正前地方税法附則第12条の2の4第5項第3号に規定する石油ガス自動車の乗用車のうち営業用の自動車であるものについて、平成30年度における当該都道府県の同項の規定により控除された後の取得価額として総務大臣が調査した額

a10　平成31年改正前地方税法附則第12条の2の2第8項第2号に規定する石油ガス自動車の乗用車のうち自家用の自動車であるものについて、平成30年度における当該都道府県の自動車取得税の軽減額として総務大臣が調査した額

a11　平成31年改正前地方税法附則第12条の2の4第5項第3号に規定する石油ガス自動車の乗用車のうち自家用の自動車であるものについて、平成30年度における当該都道府県の同項の規定により取得価額から控除された額として総務大臣が調査した額

a12　平成31年改正前地方税法附則第12条の2の4第5項第3号に規定する石油ガス自動車の乗用車のうち自家用の自動車であるものについて、平成30年度における当該都道府県の同項の規定により控除された後の取得価額として総務大臣が調査した額

a13　平成31年改正前地方税法附則第12条の2第2項第4号イ及び第5号、第12条の2の2第2項第1号イ及び第2号、第4項第1号イ及び第2号、第6項第1号イ及び第2号並びに第8項第1号イ及び第2号のいずれにも該当しないガソリン自動車の乗用車又は石油ガス自動車の乗用車（以下この条において「その他の乗用車」という。）のうち営業用の自動車で新車新規登録を受けたものの取得に対して平成30年度における当該都道府県において課された自動車取得税額として総務大臣が調査した額

a14　その他の乗用車のうち営業用の自動車で新車新規登録を受けたもの以外の取得に対して平成30年度における当該都道府県の取得価額として総務大臣が調査した額

a15　その他の乗用車のうち自家用の自動車で新車新規登録を受けたものの取得に対して平成30年度における当該都道府県において課された自動車取得税額として総務大臣が調査した額

a16　その他の乗用車のうち自家用の自動車で新車新規登録を受けたもの以外の取得に対して平成30年度における当該都道府県の取得価額として総務大臣が調査した額

B　次の算式により算定した額

算式

$$\{b1 \diagup 0.6 + (b2 + b3) \times 0.02\} \times 0.25 + \{b4 \diagup 0.6 + (b5 + b6) \times 0.03\} \diagup 0.03 \times 0.01 + \{b7 \diagup 0.4 + (b8 + b9) \times 0.02\} \times 0.5 + \{b10 \diagup 0.4 + (b11 + b12) \times 0.03\} \diagup 0.03 \times 0.02 + \{b13 \diagup 0.2 + (b14 + b15) \times 0.02\} + \{b16 \diagup 0.2 + (b17 + b18) \times 0.03\}$$

b1 ／0.6、（b2 ＋b3）×0.02、｛b1 ／0.6 ＋（b2 ＋b3）×0.02｝×0.25、b4 ／0.6、（b5